

堺市立文化館

新型コロナウイルス感染防止対策に関する利用確認書

利用日：令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

利用室名：_____

下記の事項をご確認いただき、感染防止対策の遵守について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、承諾いただきました事項については、□に✓をご記入ください。

※対策が実施できていないと当館が判断した場合、即時対応や規模の縮小等、改善を要請し、なお改善できない場合は、管理上支障をきたすものとして、使用の許可を取り消す場合があることを予めご承知ください。

- 主催関係者、来場者共に手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- マスクの常時着用（講演会時の講演者を除く）を徹底
- お客様との間やスタッフ間でも十分な間隔（概ね1m 以上）を取ること
- 入場時に検温等の対策を講じ、特定の案内スタッフを配置すること。
- 接触感染アプリ（大阪コロナ追跡システム・COCOA）の利用を促すこと。
- 原則、主催関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するよう努めること。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知すること。名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄すること。
- 施設内での会話の抑制を周知すること。
- 別紙に定める遵守事項を参照すること。
- 加盟団体や展示ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照すること。

参加者が1000人を超えるようなイベント実施にあたっては、大阪府への事前相談が必要です。

*相談窓口【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】

利用にあたっては、上記の新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

団体名 _____

責任者氏名 _____

遵守事項

〈主催者・来場者 共通の具体的な対策〉

1. 感染防止対策の事前周知

(1) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際に、来場出来ない方が不利益を被らないよう、有料開催の場合、チケット代金の払い戻し等の対応を検討する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。

- ① 検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。
- ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
- ④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触がある。

2. 講演会として利用する場合

- (1) 主催者側で客席状況を管理調整できるようにする。
- (2) お客様から氏名及び緊急連絡先の情報を取得し必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を周知する。
- (3) 最前列席は講演者前から、最低でも水平距離で2m以上を設ける。困難な場合は、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。

※異なるグループ間では座席を1席空けるが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。

来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、地域の感染の収束状況等を総合的に判断し、感染リスクが低いと判断される公演については、収容定員までの配席数（収容率100%以内）とすることができます。その際は、このご案内に書かれている感染防止対策が徹底されていることが条件となります。

- (4) 受付スタッフにマスク、必要に応じてフェイスシールドや手袋も使用させる。

3. 入場時の対応

- (1) 会場内が密になることが予測される場合は、当館担当者と協議の上、段階的に（時間差）入場を行うなどの対策を講じる。
- (2) 会場外に入場待ちの客列を設定する場合は、間隔の確保など列整理対応のスタッフを配置する。
- (3) 配布や販売できるマスクを準備する。
- (4) 会場内では十分な間隔（最低1m）を確保することを求める案内をする。
- (5) 展示目録などの手渡しは行わず所定の場所からお客様ご自身で取っていただく。

4. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応

- (1) 速やかにギャラリー控室等の個室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフを限定し、マスクやフェイスシールド、手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。（事前に医療機関等を特定しておくこと。）
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。
- (5) スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。

〈関係者における感染防止対策〉

1. 事前対策

- (1) 自宅で定期的な検温を行い記録し、一週間毎に主催者に提出して確認を受ける。
- (2) 会場設営開始までの2週間に、次のいずれかの症状又は事象がある関係者は自宅待機としPCR 検査の受診を促す。
 - ①検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。
 - ②咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。
 - ③新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった。
 - ④過去2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触があった。
- (3) 開催に関わる関係者を事前に把握し緊急連絡先を確認する。

2. 当日の会場入りの際の対策

- (1) 設営当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合は自宅待機
- (2) 記録した検温結果を主催者に報告する。
- (3) 控室では、十分な間隔（最低1m）を保つ。
- (4) それぞれの立入り可能エリアを限定する。
（来場者が控室等に立ち入ること等も制限する）

3. スタッフで感染が疑われる人が出たときの対応

- (1) 速やかに別室で隔離する。
- (2) マスクや手袋を着用のうえ対応する。
- (3) あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力する。